

うきは市農業委員会第25回総会議事録

[開催日時] 令和2年3月10日(火)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 三階大会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

議案第4号 非農地判断について

報告第1号 永小作の解約通知について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1番 赤司 正光 9番 堀江 清成

2番 山下 保則 10番 竹石 正芳

3番 吉瀬 正毅 11番 樋口 美智子

4番 石井 好人 12番 堀江 裕一郎

6番 佐藤 景一 13番 樋口 健次

7番 尾花 里美 14番 佐藤 春義

8番 梶村 輝明

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第25回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は9番委員と10番員です。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 本申請は農地の北側を転用し宅地にするという計画で南側の残地につきましては、そのまま農地として利用するとの事です。農地の進入路も確保しており、用水路・排水路につきましても宅地の南側にあるという事で問題ありません。宅地の分の雨水・汚水につきましては宅地に北側に排水路があるという事で特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所はわかば保育園の北側になります。転用目的は建売住宅という事で排水路は南側に通っておりますし、北側にも下水管も通っています。道挟んで北側も川が流れておりますので、特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

8番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で、許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1・2上程)

事務局 (議案2-1・2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

13番 今現在、申請地はすでに譲受人が管理しています。譲渡人はいずれも農業まで手が回らないとの事で今回の申請に至ったとの事です。特に問題ないと思い皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 申請者の住所は春日市になっていますが、春日市から通われるということでしょうか？

13番 現在、申請者の旦那さんが栗木野に住まわれており、旦那さんが主に作業をされるという事で、譲受人は週末に作業を行うとの事です。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1・2に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-3上程)

事務局 (議案2-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

14番 場所は中園から上がった浮羽山の団地です。譲渡人は福岡市内に住んでおり営農が難しい状況ですので贈与するとの事です。譲受人は所有している農地の一部が日光の関係で耕作が難しい状況のため、今回譲り受けて耕作したいとの事です。後継者もいるとの事で、特に問題ないと思しますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-3に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-4・5上程)

事務局 (議案2-4・5説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 場所は千代久のすだれ桜という公園の南側になります。譲受人はその公園を管理しているボランティア団体の代表で、今回その近辺である申請地を譲受て管理していくとの事でした。特に問題ないと思しますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番 そこも後々公園にするという事ですか？

15 番 いいえ、その予定はありません。一種農地ですので転用も難しいかと思いません。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-4・5 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2-6 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2-6 上程)

事務局 (議案 2-6 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15 番 場所は耳納の里の西側になります。譲渡人は遠方に住んでおり管理が困難なため、農地が隣接している譲受人が譲受て管理していくとの事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-6 に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2-7 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2-7 上程)

事務局 (議案 2-7 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 申請地は荒れておりますが、そこを整地して柑橘類を植えたいとの事でした。販路につきましては譲受人の妹さんが福岡市の方でジェラート屋さんを営んでいるとのことで、そちらで加工販売という事です。農業は少しだけ経験があるとのことで、頑張ってもらいたいと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6 番 先ほどの説明の通りです。地域としてもバックアップをしつつ、見守っていきたいと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番 作業は何人くらいでされるのですか？

6 番 申請書には 5 人できるように記載されておりました。

12 番 農地の売買金額に事務局として何か指導はされていますか？

事務局 基本的に売買金額に関しては当人同士での話し合いでお願いしておりますので、基本的に事務局から言う事はありません。

- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-7に賛成の方挙手を求めます。
- 議長 続きまして議案第3号 農業経営基盤促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。
- （議案第3号上程）
- 事務局 （議案第3号説明・朗読）
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 14番 この事業の説明を求めます。
- 事務局 この事業は一度、推進機構が譲渡人から農地を買い上げて登記までします。その後譲受人の方に売るという流れになります。この事業を利用することで800万円まで所得税が控除されるので譲渡人のほうに大きなメリットがあります。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号に賛成の方挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可相当とし、うきは市長の方に報告
- 議長 続きまして議案第4号 非農地判断についてを議題とします。
- （議案第4号1~3上程）
- 事務局 （議案第4号1~3説明・朗読）
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 7番 4-1の説明をします。小さな面積でしたので家庭菜園くらいはできるのではないかと思いましたが、畑として使えそうになかったので非農地で仕方がないのかなと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 14番 4-2の説明をします。場所は川原町の交差点付近になります。現況と課税ともに20年以上宅地になっておりますので、非農地で仕方がないのかなと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 11番 4-3の説明をします。場所はほぼ4-2と同じところになります。こちらも20年以上前から現況・課税ともに宅地になっております。本人も全く知らなかったという事です。非農地で仕方がないのかなと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 12番 非農地判断の基準はどのようになっているのですか？
- 事務局 何か建っているというだけで非農地という事にはなりません。それが20年以上農地として機能していないという事と、現況がどうなのか。を踏まえて判断しております。
- 4番 農地でもずっと駐車場などで使っている所がありますが、税金のことを考えると、そのままにしていた方がいいという判断になると思いますが、その辺は何か対策はあるのでしょうか？

議長 地目が農地で現況が他のものである場合はその現況を税務課が確認して税金があがる場合もあります。

12番 議案に載せるのであれば、うきは市の判断基準を作って頂きたいと思います。
事務局 今まであった事例を踏まえてガイドラインを作成し、皆様に配布させていただきます。

議長 質疑なし認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可します。

議長 それでは報告に移ります。事務局説明をお願いします。

(報告1・2上程)

(報告1・2説明・朗読)